

(設置)

第1条 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課を置く。

(設置場所)

第2条 会計課の設置場所は、[鯖江・丹生消防組合同規約\(昭和44年福井県指令地第1470号\)第8条第5項](#)に規定する会計管理者の属する市の会計管理者の事務を補助する課とする。

(職員)

第3条 会計課職員は、管理者と会計管理者の属する市の長との協議のうえ、会計管理者の属する市の会計管理者の事務を補助する職員のうちから、管理者が併任する。

(出納員等)

第4条 会計管理者の事務を補助させるため、出納員その他の会計職員を置く。

(事務分掌)

第5条 会計課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 現金および有価証券の出納、保管および記録管理に関すること。
- (2) 出納員および現金取扱員に関すること。
- (3) 歳入歳出外現金の出納に関すること。
- (4) 財産の記録管理に関すること。
- (5) 支出負担行為の確認に関すること。
- (6) 収入および支出命令の審査に関すること。
- (7) 指定金融機関等に関すること。
- (8) その他出納に関すること。

(職およびその職務)

第6条 [次の表](#)の左欄に掲げる職を会計課に置き、その職務は、それぞれ[同表](#)の右欄に掲げるとおりとする。

職	
課長	会計管理者の命を受け、課の事務を掌理し、所属の職員を指揮、監督する。
参事	課長を補佐し、その分掌事務を掌理するとともに、課長が不在のときは、上司の命を受け、その職務を代行する。
課長補佐	上司の命を受け、その分掌事務を掌理する。
主任	上司の命を受け、担当の事務を処理する。
主査	上司の命を受け、事務に従事する。
主事	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。